

第8回 国立市保育審議会会議録

日 時 平成28年5月10日(火) 午後7時～午後9時
会 場 国立市役所2階委員会室
出席委員 委員 10名
(新開 よしみ、竹内 幹、近藤 佳子、和田 美佳、川田 あゆみ、
北島 健太郎、福島 美智子、川上 冴子、江良 志津子、大瀧 みどり)

内 容 1. 国立市保育審議会答申(案)について
2. その他

【会長】 それでは、定刻になりましたので、これより第8回の国立市保育審議会を開催させていただきます。

早速ですが、事務局より配付資料の確認と本日の進め方について、説明をお願いいたします。

【事務局】 皆様、こんばんは。それでは、初めに、本日の配付資料等、確認させていただきます。本日の配付資料でございますけれども、次第の次に、資料の右上に第8回資料1と書かれた国立市保育審議会答申(案)。それから、委員の皆様へのみの配付になっておりますが、資料1の参考といたしまして、答申(案)の見え消し版、素案からの変更を見え消し版にしたものを置かせていただいております。続いて、資料2といたしまして、保育審議会答申(案)に対する各委員からの意見の資料です。こちらは事前にメール等で配付させていただきました答申(案)につきまして、事前に皆様方からいただいた意見をまとめたもので、意見のポイントを記載させていただいたものになります。それから、資料3といたしまして、保護者アンケートの集計結果。それから、資料4といたしまして、パブリックコメントに寄せられた意見一覧。資料5といたしまして、今後のスケジュール。参考資料を含めまして、6点を委員の皆様へ配付させていただいております。そのほかに、机上に第5回、第6回の議事録を置かせていただいております。資料の不足等があればお申しつけいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

続きまして、本日の進め方について説明をさせていただきます。本日の議題は、審議会の答申(案)の審議でございます。ですが、初めに保護者アンケートの結果について、内容を少し説明させていただきます。その後、資料1の答申(案)をもとに審議をいただきたいと思っております。この資料でございますけれども、前回、素案の審議でいただいたご意見を反映させていただいたものになります。事前にメール等で送らせていただいているところでございますが、最終的な確認をお願いいたします。

また、資料2において、事前送付の答申(案)に対する委員の皆様からご意見をいただいておりますので、そちらを一覧にさせていただいております。こちらの意見をどのように反映させていくかということについて、今日ご審議いただければと思います。誤字・脱字などの細かいご意見もいただいておりますが、そちらには記載させていただいておりません。よろしくお願いいたします。

前回と同様に、大きい項目ごとに、資料1と2を用いまして説明をさせていただきます。委員の皆様

様には、大きい項目ごとに答申内容について審議をいただければと思っております。

また、今後のスケジュールにつきましては、議題2、その他のところで説明させていただきたいと思っております。本日もよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

アンケートについて、まずご説明いただけますか。

【事務局】 それでは、第8回資料3をごらんください。こちらは公立保育園4園の保護者の皆様を対象に行ったアンケート結果になります。概要といたしましては、358世帯の方々がおられまして、回答いただいたのは158名でございました。回収率44.13%でございます。

問1の一般的に民営化については、「よく知っている」、または、「テレビ等から知っている」ということで、合わせて65%程度の方々がご存じであるということです。

問2でございますが、保育審議会において民営化の検討を進めているという部分については、4分の3程度の方が保護者会等でご存じであるというところでございます。

問3でございます。民営化にあたり留意すべき点を複数回答で選んでいただいております。一番多いのが「子どもの保育環境への配慮」という項目で82.9%でした。それから、「移管する保育園の質・水準の担保」というのが2番目で、77.2%。3番目として、「公立保育園の保育を引き継ぐ際の保育環境への配慮（保育士の入れ替わり）」というのが70.3%になっております。

続きまして、問4番です。お子様を保育園に預ける際に、優先したいことは何かということで、優先第1位として一番多かったのが、上から2つ目の「安心して任せられる保育士等がいる」というのが34.3%の方々がございました。それから、優先第2位として一番高いものが5ページですが、こちらも「安心して任せられる保育士等がいる」という項目を挙げた方が26.2%ということでした。

6ページに行きまして、優先第3位として最も高い回答となったものが、上から6つ目の「行事・体験等を通じて豊かな子どもの成長を考えた保育を行っている」という項目で29.0%という結果でございました。

優先1位から3位、全てを足し合わせたものが7ページになりまして、こちら全て足すと、1番が「安心して任せられる保育士等がいる」というのが72.7%、2番目に「通勤・家の近くなどの条件から」というのが50.3%、それから3番目に、「安全・安心を常に心がけている」というのが45.5%という結果でありました。

続きまして、8ページ目が問5番としまして、公立保育園を選んだ理由を選んでいただくという質問でした。こちらの質問ですが、1つを選んでいただくことを想定していたのですが、1つの項目を選んだ方は95人で、複数回答されてしまった方が60人いましたので、分けて集計をさせていただきました。8ページ目が1つ選択された方ですが、一番高かったのが「通勤・家の近くなどの条件から」という34.7%、「特にこだわらない」が27.4%、その他（10.5%）はさまざまな理由がありますので順位から除くと、3番目は「公立園である」という、9.5%という結果でございました。

9ページでございますが、こちらは複数回答された方の集計でございます。こちらの1番目は「通勤・家の近くなどの条件」というのが66.7%、「安心して任せられる保育士等がいる」が65.0%、3番目で「公立園である」が50%、こういった結果でございました。

問6については、育児に係る相談のしやすい場所はどこかということですが、「保育園（保育士・保

健師)」というのが88.9%、「行政機関以外（親・ママ友）」というのが62.7%、「病院（小児科医師）」というのが39.2%という順番で続いております。

最後に、問7といたしまして、市の保育政策として力を入れてほしい政策をお選びくださいという質問です。一番高いのが「待機児童対策」、58.3%、次に「病児・病後児保育」というので54.3%、3番目が「保育の長時間延長、休日・年末保育」というのが28.5%という順番でございました。

簡単ですが、説明は以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。質問等ございますでしょうか、アンケートについて。

では、答申案についての審議に進ませていただきたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、まず、大きい項目の1番、「公立保育園の民営化についての基本的な考え方」の素案からの主な修正点をご説明させていただきます。第8回資料1、答申（案）をごらんください。3ページになりますが、1の（1）として背景でございます。こちら前回の審議において、財政改革審議会のことなど財政的な状況と、あと新たな子育て支援施策の展開が求められている点をもっと記載すべきというご意見がありましたので、第1段落の「少子化、核家族化」というところで始まる段落と第4段落で「財政的に見ると」というところから始まる段落を追加しております。

また、3ページ下から2行目でございますけれども、効果について、人的・財的資源を明確にするべきというご意見がありましたので、そういった記載をさせていただいております。

それから、「子育て家庭への支援に最大限活用」というところがありましたが、具体的な内容をというご意見がありました。そのため「第三次子ども総合計画」に掲げる子育て支援施策という記述を追加しております。

4ページ、目的でございますけれども、ご意見として、私立保育園が果たしている役割や公立・私立の保育の質に差がないこと、こういったことを答申の中にもっと盛り込んでいくべきだというようなご意見がありましたので、一番下の段落で私立保育園について触れております。5ページに行きまして、「つまり」からの段落で、公立・私立において優劣はないということを加筆しております。

それから、次に6ページ、（3）の保育行政の課題のところでございますけれども、意見といたしまして、保育園に入れず、幼稚園に通わせて働いている方もいるということを考えれば、幼稚園としての役割もあるというご意見をいただきましたので、①の待機児童解消の項目のところ、第3段落目になりますが、その旨の記述を加えさせていただいております。

次に、10ページをごらんください。財政的効果についてのところでございますが、ここの記載は実績に基づく試算であるので、事後的な検証について記載すべきというご意見をいただきましたので、最終段落、「したがって」以降の段落を一文追加させていただいております。

それから、11ページに進みまして、ガイドラインの作成と遵守でございますが、ガイドラインで示した水準を下回ることがないように遵守していくことが必要であるというようなご意見をいただきました。そのため、その旨を、「また」の以降に載せさせていただいております。

続きまして、13ページになります。13ページの保育園間連携の項目のところでございますけれども、国立市全体の保育の質を担保するため、公私立が一緒になって保育を考えていくことが必要とご意見をいただきました。2段落目の後半でございますが、「国立市全体の保育の質を担保していくためには」から始まる一文をつけ加えさせていただいております。

それから、15ページになります。②の保育園が果たすべき役割のところでございますけれども、素案の段階では、公立保育園が果たすべき役割となっておりますが、先ほども申しましたとおり、私立の記述がないというご意見がありました。そういったところで、私立の記述を入れておりますので、保育園が果たす役割というようなタイトルに変えております。

それから、公立保育園の保育士が市の職員であることが生かされていないといったご意見もありましたので、第2段落後半で、「その際、市の職員である保育士は」というところで始まる一文を追加させていただきます。

次に、16ページでございます。基本的な考え方の結論部分がないというようなご意見をいただいておりますので、(6)として、「まとめ」ということで、これは新たにこの項目を設けさせていただいたところがございます。その中で、異なる少数意見もある点にも留意するというようなこともご意見をいただきましたので、その点を最後のところに入れさせていただいたところがございます。

素案からの変更は以上になりまして、続きまして、資料2をごらんください。こちらは事前にお送りした答申案に対して、委員の皆様からいただいた意見をまとめたものでございますが、一番右の欄の修正ポイントというところで、どのように修正するかを事務局案として記載させていただいておりますので、参考にご議論いただければと思います。

まず、項目1、基本的な考え方の部分につきましては、ナンバー1から22までが該当いたします。ナンバー1から4番につきましては、接続詞や読みやすい形への修正ということになっております。それから、ナンバー5です。5は4ページ、目的のところ、第三者評価については、保育需要にしていることと関係がないので削除をというご意見でございます。これにつきましては、福祉サービス第三者評価が、第三者の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業者公表することにより、利用者に対する情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取り組みを促すことで、利用者本位の福祉の実現を目指すものということがございますので、保育需要に応え、保育の質を維持することに寄与していると考えていると事務局といたしましては考えているところがございます。

【会長】 余りにも長いので、ご意見も22個のご意見が出ているということで、今までのところで一旦止めさせていただいて、今までのご説明を含めて、委員からの意見もナンバー1からナンバー5までのところですが、出てございます。

【事務局】 あわせてナンバー6のところの「殻を破る」という表現のところですので、必要なのかというようなご意見をいただきましたので、あわせたとこで5番、6番、4番までの文言修正をやってしまうと、5番が一番いかがかというところだと思いますので。

【会長】 では、ご説明があったように、1番から4番は接続詞等の文章表現の修正ですので、こちらはよろしかったですか。確認だけで。

では、ナンバー5番の第三者評価についての修正について、ご意見ございますでしょうか。

委員、どうぞ。

【委員】 私立の保育園で確かに第三者評価を公立よりも早く受けておりますが、第三者にはならないかもしれませんが、公立はずっと保護者会のアンケートを公立4園という立場からと、保育問題連絡会という立場からと、両方のアンケートをずっと長い間とっていまして、保護者の方のいろいろな要望などを聞き入れているという形はずっととってございました。

【会長】 それは、これまでの審議会の中でも、公立でもきちんとそういった評価を行ってきたということと、私立では第三者評価を行ってきたということで両方に差がないということだったと思う

のですが、そういう理解でよろしいですか。

【委員】 これはその部分しか載っていない。公立の部分は載っていないです。行われていたということは話の中では報告はいたしました。そういう意味では私立だけがしていたというとられ方に見られてしまうのかなというのは少し感じましたけれど、やっていなかったわけではないのですね、評価を受けるという形は。

【会長】 いかがでしょうか、皆さん、ご意見。

【委員】 すみません、私が意見をさせていただいたのですけど、この文章自体で、公立も私立も両方とも一定の質が保たれていると今まで話された中で、この文章として、公立のいいところは3行にとどまっています、私立のいいところが6行という、倍になっているところがまず気になっていました、そもそも第三者評価は、客観的に見て1つの目安とはなると思うのですけど、第三者評価を、回答率は決して100%ではありません。見ますと、半数ぐらいの中で、そこを評価していくということを書くのはいかななものかなというふうに思って、ぜひ検討してほしいなというふうに思って意見させていただきました。決して悪く言っているわけではないのですが。

【会長】 はい。

【副会長】 確かに3行、6行はいいのですけど、わざわざ公立保育園より早く受けていたという、ここまで書かなくもいいという気はしますので、第三者評価を早くから全ての私立保育園で受けてきたぐらいで、「公立保育園より」というところは取ってもいい気がしますけど。わざわざ感が私にもありますけど。

【会長】 では、今、ご提案があったように、「公立保育園より早く」という文言を削除ということでもよろしいですか。

委員、よろしいですか。

【委員】 創設はほんとに早くという部分はある。

【会長】 よろしいですか。

【委員】 上はね。

【委員】 実際には受けていたわけですし、別に影響はないと思います。

【会長】 では、「公立保育園より早く」というところだけ削除させていただいてもよろしいですか。では、5番については、そのような形でご了承いただきたいと思います。

6番の4行目の、5ページ、次のページですね。5ページの4行目、「保育を必要とする児童を預かる」というところも、委員、ご説明していただけますか。

【委員】 ここの審議会で「殻を破る」というような表現は1回も出てこなかった割に、突然答申になってこの表現が出てきたので、殻を破るほどのすごい案が第三次子ども総合計画とかに、別に読んでもそこまでないかなという気がしたので、別に殻とか書かなくてもいいと少し思いました。ただ、こちらに書かれている新たな保育サービスを求めることが大切であり、これを期待することと考えますという期待を市の方がしながら頑張る気持ちということであれば入れてもいいと思います。審議委員の皆さんが、殻を破る感じで審議していた感じはなかったなという、個人的な印象を書いただけなのですが、いかがでしょうか。

【会長】 いかがでしょうか。

【委員】 でも強い意志が出ていますよね。一生懸命やろうと、殻を破るといのは。

【会長】 一生懸命やろうという強い意志を打ち出す答申をということで。

【委員】 期待したいような気がする。

【会長】 期待を込めて、では、これはそのままの表現で決めさせていただきます。

では、続きまして、ナンバー7からのところを説明いただけますか。事務局。

【事務局】 2ページ目、ナンバー7でございます。こちらは「発達が気になる子」以外に、しょうがいを持つ子の場合にも包含するものにはなるのかなと思いますが、こちらは現在の審議会ではしょうがいをもともと持っている子が書かれていないということに対しては、限定してしまうことにもなってしまうため、この文言のままでもいいのではないかというような意見のところまで終わっておりますので、保育については、国籍や男女、しょうがいがあるかどうかに関係せず、全ての児童を受け入れていくことを前提と考えます。ここでは、大切な課題の一つとして、発達の課題を示したものとというふうな形で整理を考えているところでございます。

それから、8番については、第三者評価について、何かあった場合に、市の関与とございますか、そういうところについて、ご意見でございます。これについては、段落の末尾ですね、こちらの記載のとおり、「市は保育の実施主体として、第三者評価などにより課題が発生した際には市内の他の保育園と同様の保育の質が担保されるよう適切な指導を行っていくことが求められる。」というようなことを追加してはどうかということで記載をしております。ご検討いただければと思います。

それから、ナンバー9でございますが、こちらは8ページ目の保育の質の担保と向上の文末の表現ですね。こちらのところを「作っていかねばならない」というような表現に修正したいという内容でございます。

それから、2ページ、最後10番でございますが、職員研修や人材育成の充実の下から2行目のところ。「構成を見直す」とあるが、何からというところがありませんでしたので、「私立保育園において職員配置の構成を」というような修正案としています。

2ページ目は以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。それでは、ナンバー7のご意見について、しょうがいははっきりと表に出すと、発達が気になる子どもの中にはしょうがい児も含まれるという理解であれば、このままでいいと思います。あえて認定とか、あまり文言で縛らないということが前回多分出たように思います。

【委員】 すみません、その素案を見た段階で、実際の発達ではないしょうがいをお持ちのお母さんから私に連絡が来たので、国立市全体の子どものことを考えた保育審議会なのに、一つもしょうがいのことが書かれていない。それは何か置いていかれたように思ってしまったという意見があったので、すみません、意見させていただいたのですが、この答申に全く触れていないので、そこを置き去りにするのは、どちらもわかりますが、どうなのかなという思いはあります。

【会長】 いかがでしょうか。

【委員】 反対にしょうがいという言葉で抵抗がある方もいらっしゃるのではないかと思います。丸くというか、含めたという感じではまずいのでしょうか。

【委員】 その方は置いていかれたように思ったと直接言ってきてくださったので。

【委員】 知っている方というか、今まで見てきた中で、意外としょうがいという言葉にすごく抵抗のある方というのが結構多いような気がします。そうすると、しょうがいという言葉ではなくて、課題を抱える子どもというような形にしておいたほうがいいのかという、その辺が、はっきり出したほうがいいのかということはあるとは思いますが。

【委員】 しょうがいを抱えた方の家庭への支援というのも考えると。

【委員】 確かに発達が気になるというお子さんと、しょうがいを持つというお子さんの、捉え方は感覚的に違うかもしれないですね。ですから、今、委員が言われたように、課題を持つとかになれば、もう少し幅広くなるのかもしれない。発達というだけを捉えると、発達が気になるお子さんというのはわりと幅広くありますけど、実際ほんとうに生活していく中で、どうしてもしょうがいがあって手助けがというお子さんもいるというふうな部分は、これだと少し発達が気になるお子さんには含まれにくい部分は感じられますよね。確かにね。何か両方こう……。

【会長】 発達に課題を持つというふうになりますか。

【委員】 発達を抜かした、発達というと少しうつ的なこと、しょうがいというのもだめとなるとなかなか……。課題を持つですか。課題というと……。

【委員】 例えば個々とかという、一人一人のということであれば、に課題があるという。

【副会長】 私はいわゆる親族にそういう人がいないのでわかりません。例えば、耳が聞こえないお子さんとかいたときに、私は、発達が気になるという、全く当事者、人それぞれ捉え方があると思うのですが、私がいわゆる第三者的にという言い方がいいのかわかりませんが、言ったときに、何か発達が気になると、少し軽んじているような気が私はします。人それぞれ、ほんとに当事者自身なので、私が何か言ってもあれですが、一応第三者的な感触はそういう気は少しします。

【会長】 難しいところですね。特別なニーズを持つというような言い方をする場合もございますし、発達が気になるというのは、わりと保育者たちがやわらかく言うための言葉、保育用語ですね。保育文化がつくった用語になるのですが、決して軽んじているわけではないと思います。

【委員】 実際に例えば今、市内の保育園は、公立・私立問わず、いわゆる発達にしょうがいと言ったときに連想されるような形の発達しょうがいというものではなくて、機能的なしょうがいとこちらに書かれている、例えば視力が極端に悪いお子さんですとか、聴力が弱いお子さんを預かっているのでしょうか、保育園。ここは保育園の職員の加配のことと、その家庭への支援という形で書いてあるのですけれども、実際に保育園でそういった方、体のしょうがいとか、いろいろな方をお預かりしているのかなど。

【委員】 ありますね。耳が、補聴器を使っていらっしゃる方とかおります。

【委員】 では、やっぱり入れるのがいいのかなという気もしますね。

【委員】 発達支援室と書いてあるのですけど、これはどういうふうなことを、別にこういうのがあるのでしょうか。

【会長】 すみません、事務局から発達支援室の役割と機能についてお願いします。

【事務局】 発達支援室という、しょうがいは認定はしないのですけれども、少し成長段階で課題があるお子さんについて、相談事業、あと巡回事業というのをやっています、保育園に向けては巡回事業で、そういった気になるお子さんについての支援の方法だとか、それも医師と、あと臨床心理士等が相談して支援をしていくということもやっています。あと、通所事業もそういったお子さんを、週1回程度なのですけれども、集団でプログラムを組んで、できるだけ団体生活できるような形の支援はやっています。その中で保育園に通っていらっしゃる方もいらっしゃいますので。

【委員】 保健センターか何かですか。

【事務局】 そうです。場所は保健センターの2階で通所事業はやっています。実際は子ども家庭支援センターに事務局はあります。

【委員】 実際にそういう発達の気になるお子さんが入ってくる保育園では、特別に職員を増員してくれているということを実際やっているわけですね。だから言葉ですね。発達が気になる子どもとなると、私なんか素人は広い意味で捉えているのかなというふうにはしか思わなかったのですが、しょうがいという言葉は絶対使わないです。こういうところには使わないようにする、そんなことないですか。

【会長】 いや、そんなことはないと思います。

【委員】 そうですか。

【委員】 並列というのはどうでしょう。発達が気になる子どもやしょうがいを持つ子どもみたいな形で、そうするとちょっと違う形のお子さんがいるというふうなことで含まれると分けられるのか、違うと思う方はそうだって、自分も置いてきぼりにされないと思うし、その言葉が嫌だと思う人はこっちの言葉って思えばいい。

【副会長】 私は個人的にはそのほうが良いと思います。しょうがいて書かないほうが良いという方はいらっしゃるのですか、委員の中に。

【委員】 別にそれは。

【副会長】 書いたほうが良いと。

【事務局】 補足で、第三次子ども総合計画の中では、全ての子どもを分け隔てなくという前提にしているのがあります。発達が気になるお子様としょうがいのあるお子様についてというのは、成長発達の切れ目ない支援の充実という項目の中に入れておまして、委員がおっしゃっているように、しょうがいがある人もない人もあたりまえに暮らすまち宣言という条例が出ておりますので、併記をするに当たって、発達が気になる子ども、その家庭への支援という部分のところだと思うのですが、一応この中に発達支援室というふうに出てきているので、この文章を少し足す形の中で盛り込むというような形でよろしいでしょうか。

【会長】 併記ということできますか。

【事務局】 はい。よろしいかと思えます。ただ、別項目立てというような議論を特別はしていなかったもので、しょうがいのお子様の議論をもう1回ここで何とかというのはちょっと難しいと思えますので、発達が気になる子どもとその家庭の支援というところで、文言については事務局に一任させていただくということであれば、発達支援室ができた経過については、先ほどもあったように、しょうがいという捉え方をすると、相談をする方の垣根がすごく高くなってしまいましたが、しょうがいしゃ支援課ではなく、子育て支援課の中に発達支援室を置いたという経過がございましたので、今回、市が抱える保育行政の課題、しょうがいのあるお子さんについては、先ほど宣言もしていますし、既に分け隔てなくという考え方がありました。ただ、発達支援室もでき、保護者の方からの相談も増え、これは保育園、公立・私立問わず、発達に課題のあるお子さんの対応という声が出ていたので、これはやっぱり行政としては今後やっていく課題ということの中で出てきていましたので、それを踏まえた上で、しょうがいという文言を、条例の中も含めた文章を足すということによろしければ、並列させていただいてよろしいでしょうか。

【会長】 皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【会長】 では、そのような形で対応させて、お願いいたします。

続いて、ナンバー8、8ページの委員からのご指摘ですけれども、修正案としては、そこに「市は

保育の実施主体として、第三者評価などにより課題が発生した際には市内の他の保育園と同様の保育の質が担保されるよう適切な指導を行っていくことが求められる。」ということを追加するということが修正案として出ていますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。では、そのように追加修正をお願いいたします。

次に、ナンバー9番ですね。こちらも修正案として、「市と事業者が作っていかなければならない。」という表現に変えるという案だと思いますけれども、こちらでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

続きまして、9ページになりますが、10番目の意見です。修正案として、「私立保育園において職員配置の構成を」という形に文言修正するということではいかがでしょうか。

【委員】 それは構わないとは思いますが、ちょっと気になっているのは、公私で職員配置基準とかいうのは、国立市において現時点でそんなに違うものなののでしょうか。例えば配置基準0歳が3人とかありますよね。0歳3人の、1歳が5人、2歳が6人、3歳においては20人が15人に最近なりましたが、その上、4・5歳が今のところ、私立は多分30人に1人という配置基準だと思いますが、その辺の配置基準というのは、公立と私立では違いますか、現在。

【会長】 事務局より説明をお願いします。

【事務局】 職員配置数、比率ということももちろんあるのですが、その基準は同じになっています。ここで申し述べているのは、民営化した事例、ほかで事例として、正規職員の割合を増やすことによって、それ自体が職員配置構成に係る見直しですので、今言っているのは、子どもに対しての職員比率ということではなくて、あくまで正規職員どうこうの状態といいますか、それ変えるという、そういうこと他市の事例を参考にしたことだと思いますので、比率は公私変わりません。

【会長】 よろしいですか。では、そのように修正させていただきます。

では、続きまして、3ページ目の説明をよろしく願いいたします。

【事務局】 資料2の3ページになります。まず11番です。こちら10ページの最終段落のところ、財的資源、人的資源が、今、子育てしているところへの投入をというような話が前回あったので、この文章だとそれがはっきりしないので、つけ足したほうがよいというようなご意見でございます。この点につきましては、少し皆様にご議論いただければと思います。

それから、ナンバー12でございますが、10ページの表3について、細かい内訳を出せないかといったご意見でございます。これについては、試算は平成26年度の実績から算出した全体の数値となっておりますけれども、そういったこともあって、そういう意味で民営化後にどの程度活用されているかを事後的な検証をという意見がありまして、そういったことを盛り込んでいるというところで考えてはいるところでございます。

それから、ナンバー13でございますが、こちらはガイドラインの遵守についてです。市の勧告なりというところで、その部分を記載したほうがいいのかというご意見でございます。

それから、ナンバー14、事業者の選定について、保育士等の専門の方がこちらに参画する、審議会でそういった意見があったというところで、この点の検討をということがございました。これらについては、ガイドラインの作成のときに検討するものかなというふうはこちらでは考えているというところでございます。

3ページの説明は以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。では、ナンバー11のご意見から先にいただきます。10ペー

ジの最終段落ですね。したがって以下の文章に対して、どのような修正をという、委員、簡単に。

【委員】 これまで説明会とかでも明確なことが書かれていないのでわからないというふうな話があったので書かせていただいたのですが、その言葉、「子育て環境のさらなる充実」ではちょっと弱いのかなという印象で、何をするのか、もう少し明確に書いていただければなというふうに思っ意見させていただきました。

【委員】 例えば3ページに、先ほど追加した「第三次国立市子ども総合計画に掲げる子育て支援施策に最大限活用する」というようなのと同じような、一つ一つの項目をここに入れるのは難しいと思うので、第三次子ども総合計画は、そんなにすぐく10年後とかのことを言っているわけではなく、今、当事者で子育てしている人たちにフィードバックがありそうな話なので、それをもう一度ここに書いていただくのが一番短く説明できると思うのですけれども、ほかにもあれば。

【会長】 「子育て環境のさらなる充実」という曖昧なことではなく、総合計画にどの程度活用されたかという理解でよろしいですか。

【委員】 総合計画だけではないなとも思います。そこが、総合計画だけというふうを書くのもちょっとよくないと思います。

【委員】 そしたら同じ冊子の中の6ページからに挙げている、保育行政の課題で挙げていることが図れるように、さきに挙げた行政の課題が、国立市が抱える保育行政の課題を解決したときの方法みたいな具体的に書けば、全部含まれていくのですかね。

【会長】 そうですね。3ページに総合計画が書かれて、6ページの頭にも総合計画について書かれているので。

【委員】 そうですね。

【委員】 総合計画と言ってぱっと浮かぶ人ばかりではないと思うので、それよりは同じ冊子の中の前に挙げているというほうが、あ、こういうことに、その中のさらに何番と書くなら、それもあるかもしれないのですけれども、一応、この9つあるもののどれがということではなく……。

【会長】 さきに挙げた国立市が抱える保育行政の課題に。

【委員】 という方が安心して、ああこういうことに使ってもらえるならというつながりが見える。

【会長】 といった表現を入れさせていただくということでもよろしいでしょうか。では、文言のことは事務局にお任せするというので、そういったはっきりと課題に対して、どの程度活用されたかということを検証する必要があるという形に変えさせていただくということ。ありがとうございます。

続きまして、12番目です。委員から出ていますけれども、表3の試算についてですけれども、試算についてはいかがでしょうか。

【委員】 全体からの数値で試算したものなので、これ以上細かく出せないというのであれば、このままで仕方がないかなとは思いますが、これを見ると、結構ざっくりした書き方かなというのは、すごく最初から感じているので、もうちょっと細かくてもよかったかな。今さら言っても仕方がないかもしれないのですが、もうちょっと一人当たりの月額経費というのには必ず内訳があるはずなので、ほんとうはもうちょっと書いていただくと、何に幾らかかっているというのが見やすかったかなという気がしたので書いたのですが、ちょっとここに今入れられないというのであれば仕方がないので、それはそのままでも構わないです。

【事務局】 前回の7回目の審議のときに、委員から6,600万円の効果というのが、単純にそれ

がそのままではないのではないか。もっと効果的には3,000万円とか、少ないのではないかという、たしかそのお話があった中で、素案で入れたものをまたさらに、したがってという以下の文章で変えさせていただいております。6,600万円の内訳といたしますか、そこを具体的に、何を基準に一人当たりの児童福祉費なのかという基準を出すというのは非常に難しいところがありますので、そのために今後、実証した、民営化した後には、そこについての説明責任を果たさなければならないとなっているので、これで事務局としては行かせていただければと考えております。

【会長】 よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【会長】 では、この場合はこのままということをお願いいたします。

続きまして、11ページ目のガイドラインの作成と遵守、事業者の選定というところについて、具体的なことをもうちょっと細かく付記したほうがいいのではないかというご意見でありますけれども、事務局からは、こういったところはガイドラインを作成するときに細かく検討して、今後していくことではないかというご回答ですけれども、よろしいですか。

【委員】 はい。

【会長】 では、13番と14番については、今後の検討課題ということにしたいと思います。

では、4ページ目のご説明をお願いいたします。

【事務局】 資料2の4ページでございます。まず、ナンバー15につきましては、11ページの引継ぎの2行目のところですが、「影響がないよう」というところを、「影響が最小限となるよう」というようなものに修正をいただいております。

それから、ナンバー16につきましては、12ページの民営化効果の最大活用のところですが、民営化の目的が待機児童解消というような形に読み取れますということで、待機児童解消だけではないはずではということでしたので、少し待機児童の部分のボリュームを減らしまして、右に書かせていただいたとおり、「現在、国立市においては、待機児童が解消されていないことは喫緊の課題であるが、並行して、民営化により得られる効果を」という、あとは原文と同じですけれども、そういった修正を考えております。

それから、ナンバー17と18の1つ目の意見が同じような意見でございますので、12ページの下から2つ目の段落のところ、多くの関係者の努力というのがありますが、そこに子どもが含まれていないことについてのご意見をいただきました。ここは子どもが安心して過ごせる環境を整えるというのは、子どもの周りの方々が行うことかなというのがありまして、ここに子どもをあわせて記載するのはなじまないのではないかということで、こちらとしては考えました。

それから、18の2つ目の意見でございますけれども、こちらは「多くの関係者の多大な努力」というのがありますが、努力が、イコール無理をすることではないかということで、そういった努力して成立させるのが当然というようなニュアンスに感じられるというところがありました。ですので、この努力が無理をするというような意見がありましたので、そういったところについて、審議会で少し、皆様でご議論いただいて、修正の案もいただいておりますので、そういったものを参考にちょっと検討いただくのと、あと、こちらから例えば理解や協力といった表現に置きかえてはどうかというようなことも考えましたので、そちらもあわせてご議論いただければと思います。

【会長】 ナンバー15は文言修正ということでよろしいでしょうか。

では、ナンバー16ですが、修正の案がそちらに、今ご説明があったとおりに出ておりますが、こち

らでよろしいでしょうか。よろしいですか。

【委員】 はい。

【会長】 では、そのように修正させていただきます。

ナンバー17と18は同じ箇所についてということで、「子どもの最善の利益」の追求ということについて、その中に子どもも含めるかどうかということで、事務局ではなじまないというお考えなので、委員の皆様はいかがでしょう。

【委員】 それでいいと思います。

【会長】 では、そのようにさせていただきます。

「努力」という文言についてはいかがでしょうか。「それぞれの関係者が」という以降のものはそのまま使われていますよね、これは。事務局から「多大な理解・協力」というふうな書き換えが提案されていますけれども、それで大丈夫ですか。

【委員】 「保護者、事業者、市職員等、それぞれの関係者が子どもの……」という形に、これを抜くとおかしくなりますか。どうでしょうか。努力を必ずしないと物が運ばなければ、これがなくても、どうかしら。

【会長】 このまま取ってしまうということですか。取ってしまうのであれば、「民営化は」が主語ではなくなりますよね。「民営化については」とかになるのかな。

【委員】 そうですね。

【会長】 「民営化においては」とか。人々が主語になるので、関係者が。多大なものは省いて。

【委員】 そうすると子どもが入ってなくても変ではない感じになる。

【会長】 なるほど。では、公立保育園の民営化においては、保護者、事業者、市職員等、多くの関係者が「子どもの最善の利益」を追求し、につながる一文にしてしまう。よろしいでしょうか。では、そのような書き換え、修正をしたいと思います。

では、続きまして、5ページ目の説明をお願いいたします。

【事務局】 まず、ナンバー19でございますが、16ページの7行目に「民営化へ積極的に舵をきり」という表現がありますが、この「積極的に」という表現について外すべきではないかというご意見でございます。ご議論いただければと思います。

それから、ナンバー20につきまして、16ページですが、こちら最終段落の後ろに、「公立保育園の安定した雇用環境の利点を重視する意見もあった。こうした意見に十分留意しつつ」ということを追加してはどうかというようなご意見でございます。

それから、ナンバー21については、保育士の処遇についてのご意見をいただいております。こちらについては、処遇は保育全体の課題として検討すべき課題ではないかなと考えているところでございます。

それから、最後22番でございますが、こちらは16ページ、最終段落のところ、保護者のほかに市民を加えるというような内容でございます。こちらは市民を加える形でよいのかなというふうに思っておりますが、確認をお願いいたします。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。それでは、まず19番の「積極的に」というのをいかがいたしましょうか。取るというご提案、取ったほうがいいのか。

【委員】 「積極的に舵をきり」という言葉がちょっと唐突な感じがするのですが。

【委員】 その部分は取ってしまって、「対応していくためにも、公立保育園の民営化によって生み出される」にしてしまえば、このままの文章で。

【委員】 あまり気持ちが入り過ぎると。

【会長】 そうですね。いかがでしょうか、皆様。よろしいですか。「市は保育行政の課題や新たな市民ニーズに対応していくためにも、公立保育園の民営化によって生み出される」、大丈夫ですね。では、そこを削除させていただくということでお願いいたします。

続きまして、20番ですけれども、これは「なお」、16ページの一番下の3行ですけれども、ここに「公立保育園の安定した雇用環境の利点を重視する意見もあった」という、その部分に対してご意見があればお願いいたします。何かありますか。

【委員】 これは必要だと思います。

【会長】 私、これ代理のようになってしまったので私の名前になっていますけれども、個人的には「利点」という言葉が少し気になって、安定した雇用環境を重視するというのは分かりますが、ちょっと公立のほうが利点があるというようなイメージは少し気になった。

【副会長】 「雇用環境を重視する意見がある」ですかね。

【会長】 保育園というよりは保育士ですかね。何か考えてください、委員。委員の文言です、これ。

【副会長】 委員の気持ちをしっかりちゃんと、委員に限らず、いろんな意見、たくさんの意見書もいただいたので、そういった意見を少しでも文字にしておきたい、おいたほうが良いという私の気持ちもありますので、ただ、公立保育園の安定した雇用環境という言葉自体が、それでは私立保育園は安定していないのかというふうに逆にとられてもね、ちょっと。

【委員】 安定した雇用環境というのは給与面だけのことですか。

【副会長】 ただ、離職率とか。

【委員】 それとも勤続年数。

【副会長】 そういうものも含めてでしょうね。

【委員】 長くいられるようなものということも含めるのであれば、給与面は確かに公立のほうが良いと思うのですけれども、勤続年数や何かその他の努力で結構、古い園は保育士や何かの勤続年数もかなり国立の場合は長いと思います。だから、そういうところから考えるとどうかと思ってしまうのですけれども、給与面は確かに公立のほうが良いのではないかなとは思っています。

【副会長】 この表現自体が私の意見ではなくて、こういうような意見、もしかしたらそれは誤解かもしれないけれども、こういう根強い意見が多分、民営化の中で必ず出てくるわけですね。一番そこがきいてくるので、そういう意見は根強いという内容で書きたいです。だから、必ずしも公立保育園が安定しているというわけではないぐらいの、ただ、そういう根強い意見、人によっては、それは誤解だと言うし、人によっては、それは真実だと言う。ということは忘れちゃいけないよねというつもりではあったのですが、ただ、あまりそこまで問題になるのであれば、表現をもうちょっとぼかしたほうが良いという気はします。

【委員】 国立市の場合は、それほどもしかしたら差がないということが事実かもしれませんが、他市の状況とかを聞きますと、大分公立のほうが安定しているというふうな部分は、確かに私立だけでは、一般に民間というところで大変な状況にいるということは事実あるので、国立市と限ってしまうとすこし抵抗があるかもしれませんが、一般に民営化するというときに起こる問題として、こうい

うことが挙げられるということは言葉としてあっても、安定した雇用環境の利点という部分はあってもいいのかなと。

【委員】 私立からしてみれば、そのところが、上から目線ではないですけど、どうなのかなというようなところはあると思います。

【副会長】 どうですか。委員のおっしゃっていただいたところが長かったので、なるべく要約すると、私の意見ではないです。ただ、意見なので、統一見解ではなくて、少数でもいいですけど、意見もあつたぐらいはやはり、何でもね、最高裁判決でも一応判決でも少数意見を書きますので、そういう意味での位置づけ、ここに関してはちゃんと議論してこなかったのと、するべきだったと思うのですが、これは委員に任せて、このままで書くべきだというならこれでいいです。私は中立的に、とりあえずこんな感じではなかったですかというのを、委員の意見を書いたままで。

【委員】 できれば公立保育園の保護者を対象とした説明会のときにも、東京都の区立についてその場で調べてくださって、公立は3.7に対して、私立は13.5とすぐ出てきたとか、そういうのもあるので、やはり委員にいただいた文はそのまま残しておいていただきたいというふうには思うのですが、仮に少数意見でも。ただ、公立保育士のほうがいいですかね。公立保育園。このままではだめですか。

【会長】 いかがでしょうか。ほかの委員もご意見をいただければと思いますけど。

私は、この書き出しが、当審議会においてとなってしまうと、保護者の方からは確かにそういうご意見はいただいたのですけれども、当審議会においてそういう審議があつたわけではないので、雇用環境についてであるとか、そこはちょっと、もちろん私もそのつもりで保護者の声も入れたいなという思いでご提案させていただいたのですけれども、ここの委員全員が、それが納得いかないのであれば、それはちょっと違うのかなという、納得いただくようにご説明するなり、表現を変えるなりしていただかないと、全体の審議会においてという意見とはならないような気がいたします。

【委員】 その場合には、公立保育園保護者を対象とした説明会においてとすれば、どんな意見を載せても、それは保護者の意見だったということにできますか。

【副会長】 審議会ですらそういう意見が出たので、それはやっぱり書くべき、私、強く思います。必ずしもこの意見に賛成ではないですけど、ただ、当審議会においてではなく、例えば少数意見としてはっきり書くとか、一部委員からはとか、ただ、委員のお気持ちすごくわかる。例えば、「安定した」を取るとか、公立保育園の何か知らないけど、雇用環境の利点を重視するという少数意見があつたというぐらいに例えばとどめておく。ただ、少数意見としてこういう意見があつたというのは、やっぱりちゃんと責任を持って書くべき、はっきり言えば、お金のために民営化するわけですから、要は。そのところは最後までうそはつかないほうがいいし、やっぱり民営化するときに、これはいつもみんな心配することなので、もうここで積極的にかじを切りますと。こういうリスクはあるかもしれないという意見は、私は書いてほしいと思います。公立保育園がいいと言っているわけではありません。会長に任せます。

【会長】 今、1つ委員から提案があつたのは、「安定した」を取って、「雇用環境の利点を重視する少数意見もあつた」という書きかえ、修正のご提案がありましたけど、委員、いかがでしょうか。

【委員】 私、そのときにいなかったのですが、どういう感じでそういう話になったのかわからないんですけど、そういう意見があつたのなら、それはそれで書いてもいいかなとは思いますが。

【副会長】 一部委員からとか入れますか。決して審議会ではない、一部委員からこういう意見が

出されたとか。

【会長】 重視する意見も出された。一部委員から公立保育園の雇用環境の利点を重視する意見も出されたでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。

続きまして、21項目の保育士の処遇の問題ですね。その問題を答申に載せるかどうかということで、事務局からは、処遇の問題は日本全国、保育全体の課題だというご回答ですけど、いかがでしょうか。

これはたしかどこかに待遇というのが、23ページに今回入れさせていただきましたね。23ページの提言2ですけれども、保育園間連携の推進、保幼小連携の推進、統一的な研修の実施、職員待遇の改善ということは、これは個人的にも市で取り組んでもらいたい、何とか積極的に取り組んでもらいたいと思っておりますので、その提言で宣言されているのでよろしいでしょうか。ありがとうございます。では、ここで強く一応待遇改善も書いたということで。

22番の最終段落に、「市民」も追加するというので、ご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。では、こちらを「市民」も追加するというにさせていただきます。

それでは、最後の6ページをお願いいたします。

【事務局】 6ページは次の項目になりますので、方法になりますので、ここでパブリックコメントの関係を。

【会長】 わかりました。今、大きな項目の基本的な考え方、答申の16ページまでですね。16ページまでのところを一応委員の意見については検討させていただきましたが、パブリックコメントについてのご説明をお願いいたします。

【事務局】 今回、5名の方からパブリックコメントをいただきまして、パブリックコメントの中でも、やはり期間が短いというようなご指摘、ご意見をいただいております。この意見は、事務局としても受けとめまして、今後、答申後の説明会ですとか、ガイドライン策定に当たっては丁寧な仕事を心がけたいというふうに考えてございます。

16ページまでの部分に関するパブリックコメントについて、事務局からの考え方を説明させていただければというふうに思います。1番のナンバー1、ページ4ページの背景等について、市民のニーズに即応する新たな子育て支援策というのは、求められているこれからの国立の課題とニーズというようなことをこちらは指してございます。社会背景に即した保育の提供システムを再構築というのは、たしか削除になっているかと思いますが。

【会長】 これは素案に対してのものですな。

【事務局】 そうですね。答申に関しては、そこは変更させていただいております。

【会長】 今回の答申案では既に改正されているものがあるということですね。

【事務局】 はい。目的について、市側で民営化について目的を持っているので、民営化の目的が含まれるのは不自然な気がするということですが、こちらの目的について、審議会の中でも議論いただいた中で、今回、答申の中でも、目的のところはかなり加筆修正をかせさせていただいておりますので、こちら事務局の話と、審議会の中で出たところをすり合わせた中で、今回の答申の目的ということを記載させていただいていると判断をさせていただいております。

それから、意見の2番ですが、「公立保育園を民営化すれば実現される課題ですか」という保育行政

の課題ですが、これは中にも出てきますが、実施については、人的資源と財的資源の活用が必要だということをおっしゃって、いわゆる民営化しなくてもというご意見もあるのかもしれませんが、行政課題というのは、子育てだけではなく、それぞれの部署で課題を持っている行政課題等ある中で、例えばそのまま、では、果たさなきゃいけない課題について、人を増していく、純然たる増でやればいいのか、財的にもそこをどんどん増やしていけばいいのかという議論ではない中では、やはり公立保育園の今までのあり方という問いの中で、新たなニーズに対応していくことが必要ではないかというたしか議論をいただいておりますので、この答申の中で満たしているのではないかというふうにごちらとしては考えてございます。

それから、3番です。こちらについては、市の全体の中で、研修体系というのは、今後、人材の育成・研修については、公立、私立も関係なく、行政で全体の公私立の保育士が研修できるような体制というのを今後考えていきたいと思っております。長く続ける環境というのは、公私にかかわらず処遇の改善ということで、先ほどの議論の中で考えていくことかなと考えてございます。

それと4番は、発達の課題について、先ほど議論していただいたかと思っております。あと、4番、5番ですね。先ほどしょうがいというところを、発達の課題のところと一緒に併記するというふうなお話がありましたので、そちらで考えていこうかと思っております。

6番の反対の意見については、先ほど慎重にということがありました。16ページの中でも、最後のところで理解を得るよう努力をするということの議論が出ておりますので、そちらでよろしいかなと考えてございます。

それから、意見ナンバー7番です。これは全体、こちらのスケジュール感とか、審議の進め方についてということでしたので、こちらについては、スケジュールがタイトであったということに関しては反省しなければいけない材料だと考えてございます。今後については、後ほどガイドラインの進め方でもご説明させていただきますが、丁寧な対応ということを、今後、説明会も含めて進めていければと考えてございます。

8番です。土曜日の説明会に参加するのは至難であるというようなご意見をいただいておりますが、日程については、なかなか、先ほどもそうですが、説明会までの期間がなかったということはあるのですが、こちらとしては、土曜日の日程開催が出席しやすいのではないかとということで開催をさせていただいたところでございます。ただ、次回については、また平日の夜とかも含めて考えていくことが必要かなと思っております。

民営化の時期に関することかと考えておりますが、今後、民営化の時期や移行に関しては十分配慮するように、移行の期間については、子ども・子育て総合支援事業計画の中で、31年までをめどというような言い方を着手するというような表現に変えさせていただいておりますので、それでご理解いただければなと思っております。

他市の状況も含めて、公立がより財政的負担がかかるというのが出ているけれどもということだと思いますが、これは他市の答申を見ても、公私を比較したときに、公立のほうが一人当たりかかる金額というのは出ているので、それをデータとして出させていただいております。

今後、安いかどうか、あるいはどこをどのように節約、削減するのかということについては、子どもの環境が保たれるのかということについては、節約というのは、具体的にそこをここで出すというのは難しいところだと思っております。ガイドラインの中でそこはしっかり見ていく必要があるかなと考えてございます。

10番です。議事録の内容については、ちょっとわかりづらいというところがありましたが、議事録の修正ですとか、加筆については、意見が伝わりにくい部分があるのですが、加筆をすることによってということだと、基本的には全言、速記に出したものをこちらで確認した中で委員の皆様に出させていただいておりますので、そこはご理解いただければと考えてございます。

11番はパブコメの期間等についてですが、これについては先ほどお話ししたとおり、やはり設定的にかなり難しいところがあるということは、こちらも認識をしております。ただ、このパブコメでいただいた意見、これを説明させていただくものと、またホームページの中で、全てご回答をこちらでつくらせていただきまして、進めさせていただければと考えてございます。答申が出た後に、具体的に市が計画をつくっていく中で、しっかりその意見というのを考慮して読み取っていただければと考えてございます。

とりあえず一旦、そこで説明を終わらせていただきたいと思います。

【会長】 今までのところで、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

それでは、答申に戻る形になるのですか。民営化の方法についてという17ページ以降についてのご説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、大きい2番、公立保育園の民営化の方法についてというところで、まず、素案からの変更点を説明させていただきます。21ページをごらんください。(3)の方向性のところでございますけれども、前回の審議会では2つの方向性をそのまま示していたのですが、その2つの方向性が、まず、1園を社会福祉法人に移管していくということと、あと検証を行った上で、残りの保育園の民営化について、財団法人か社福にするかというような選択をするというようなこと、それから、公立保育園は1園残して、公立が果していく役割を担っていくというような方向でご議論いただきましたので、少しそういった形にリライトさせていただいております。冒頭に、まず1園社福に移管というのと、公立1園について残すというようなことを記述させていただき、残り2園について、1園目の検証を踏まえて、社福か財団かというような選択をするというようなことで、新しく図も入れて書いているところでございます。

素案からの主な変更点は以上でございます。次に各委員から事前にいただいた意見についてでございますが、資料2の23と24が、この方法のところのご意見でございます。23でございますけれども、移行形態3の社会福祉協議会についての記載はしないということになったのではないかなというようなご意見をいただいておりますが、これにつきましては、事務局からこの移行形態があるということを説明させていただいております。記載がなくなってしまうと、形態について審議会において全く議論をしていないというような形になってしまうかと思っておりますので、難しいということで課題のところに書かせていただいておりますが、一応記載をしていく内容ではないかというので書かせていただいております。

それから、ナンバー24でございますが、こちらは22ページの方向性1・2というところにあわせて書いているところですが、少し説明がわかりにくいというご意見をいただきましたので、結論を先に持ってきて、少しわかりやすいような表現を、修正のポイントのところであわせていただいております。結論を先に持ってくるというような修正を行っております。

2の民営化の方法については、説明は以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、23番の移行形態3について掲載するかどうかということで、一応こちらの資料をもと

に、こういうのもあるということで、でも国立市では難しそうだということになったということで、審議の経過としては3つの形態について審議したということで残すということでよろしかったでしょうか。

(「はい」の声あり)

【会長】 では、24番の方向性1・2、22ページの方向性1・2の説明について修正案が出ております。方向性1については、地域に根ざした財団、もしくは社会福祉法人(社会福祉事業団)を設立し、他の子育て支援施設も含め、公立保育園を移管していく方法である。

この方法は、市が自ら牽引していくべき地域の子育てや保育に対する支援施策を実現するための機能を財団等に持たせることを目指すものであり、これまでの公立保育園が担ってきた責務と役割を引き継ぐことが可能、かつ、市が抱える行政課題に対し機能性が高く、多様なニーズへの対応が可能となる。

方向性2については、2園目以降も段階的に社会福祉法人等に移管していく方法である。

この方法により、これまでの公立保育園の保育サービスの質を担保しつつ、事業者の理念、特色を活かした工夫、改善により保育サービスの向上を図るとともに、実績ある保育士の人的資源を、様々な子育て支援施策に活用していくことが可能となる。こういうふう結論を先に表現したということですが、こちらでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

【会長】 では、修正案のとおりとさせていただきます。

大項目の2、公立保育園の民営化の方法についてという中で、特に事務局からありますか。パブリックコメント等でも説明すべきところは。

【事務局】 先ほどちょっと急ぎで飛ばして、先に2ページ目のところで、意見7、8、9、10を説明してしまったのですが、これが民営化の方法についての17ページ以降のものであったのですね。先ほどちょっと説明をさせていただきました。

【会長】 特にこの観点では。

【事務局】 パブリックコメントを見ていただいて、逆にどうなのかというご質問をいただければ幸いと思います。

【会長】 では、3の提言まで終わらせて、パブリックコメントについて、委員の方々のご意見を伺いたいと思いますので、提言3の修正部分についてご説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、大きな項目3の提言の変更点を説明させていただきます。まず答申、23ページになります。素案からの変更点でございますけれども、審議会でご議論いただいたとおり、提言2として、「市全体の保育システムに係る市の先導的な役割の発揮」ということを追加させていただいております。ここで市全体での取り組み、市が先導的にやっていくというようなことを記載させていただいております。

それから、各委員からの事前意見ですけれども、資料2のナンバー25になります。提言3の財政的効果の活用のところですが、ここに「検証」の記述が必要ではないかというようなご意見がございます。こちらについては、10ページのところで検証の記述があるので、改めての記載はどうかというようなことも考えましたけれども、審議会の皆様でご議論いただいて検討いただければと思います。

変更点は以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。では、25のご意見で提言3に財政的効果の「検証」についても追加したほうがよいのではないかということについて、委員の方々のご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

入れるとすれば、最後の活用していくことのところを、「活用し、その効果を検証していくこと」というふうに加えるとどうでしょうかね。検証ということを入れるとすれば、よろしいでしょうか。10ページのところにも書かれているということですが、せっかくのご意見なので少し強めに、4行ある提言の説明の中の「将来世代にわたって持続可能な保育サービスを提供し続けるために活用し、その効果を検証していくこと」でよろしいですか。ありがとうございます。

ほかに提言について、何かご意見ございますでしょうか。

【委員】 すみません、いいですか。この直しのときに出さなかったのですが、この将来世代にわたって持続可能な保育サービスを提供し続けていくというのは、特に新しいことではなくても、保育園自体を維持することが難しくなる、お金がなくて難しくなるかもしれないという話だと思います。この前の保護者説明会のときに、事務局の方のご説明で、20年ぐらいすると生産年齢人口の方がもっと減って、1.7人で1人を支える。メモですけど、書いてあるんですけど、そういうふうになる。市税が13億円ぐらい減ってしまう。今、公私合わせて約10億円を市が保育園のためのお金として負担しているので、これからのいろいろなニーズに応えることや、待機児対策も大事なわけけれども、将来にわたって保育園を支えるためには、とにかくお金がないというか、これだけお金がなくなってしまふということを説明されていました、事務局の方が。そのことというのは、この中に入ってなく、そういった市民税の税収がすごく落ち込むというようなこととかはここには入ってなくて、一人当たりのどれだけかかっているかとか、保育園でどれだけかかっているかということはあるのですが、将来を見据えたときに、今の経済状況のままでは立ち行かなくなるということを財政的な効果のところの説明に入れるか、どこに入れたらいいかちょっとわからない。目的にはちょっと違うかもしれないですけども、入れたほうが、民営化が必要な理由というか、民営化でよくなることもしゃいあるのですが、民営化がどうしても必要なのは、結局、財政的な面から今どうしても必要なのであれば、市民税が減ってしまふとか、そういうことを書いたほうが、この将来世代にわたって持続可能という文章が生きてくるのではないかなという気がするのですが、いかがでしょうか。

【会長】 いかがでしょうか。

【委員】 私読んだときに、将来世代にわたって持続可能な保育サービスって、何か将来世代にわたってということが出てきたところで少し違和感があったのですが、皆さんそう思いませんか？

【会長】 もう1個が5ページにも出ています。5行目でしょうか、さっきの殻を破ったところですか。

【委員】 そうです。そこにも出てきます。これはどういう。

【会長】 国立市として何か計画で出ているという考えですか。

【事務局】 先ほど財政面云々というお話があったかと思うのですが、3ページのところで、背景の中で、国立市財政改革審議会の最終答申に載せさせていただいて、国立市財政改革審議会答申においても、「国立市立の公立保育園と私立保育園の質に差がないと考えるなかで、ひっ迫した財政状況を踏まえると、市の財政負担が大きい公立保育園を負担が小さい私立保育園に移行すべきである。」というふうな表記をここで入れさせていただいておりますので、何億という表記ではないのですが、答申を受けて、逼迫した財政状況もあるので、民営化を進めるべきだということは、表記はさ

せていただいている、そういうふうを考えております。

【会長】 いかがでしょうか。

【委員】 そうですね。逼迫度合いがどのぐらい市民の方に伝わるかなというのがあったので、数字を入れたほうがいいかなと思ったのですけれども、入れるとしても、とてもアバウトな数字になってしまうので、事務局側が数字を入れる必要はないというか、逼迫という言葉で市民に伝わるというふうに感じていらっしゃるのであればなくてもいいです。

【事務局】 今の指摘、財政改革審議会の議論でかなりその辺は、市の財政状況を考えると、その中でいろいろな健全化が必要でしょうという一定の結論が出ています。それについては、今回議論としては、そこで一定の結論が出ていますので、そこをあえてまた再度ここでは議論していないので、なかなかその辺の数字を持っていくのは難しいかなというふうに思っておりますので。それを受けてここでは、前回説明会では、10年後、20年後にその状況をさらに、最近の情報をまとめてご説明したのですけれども、それを加味した中で、この中をご理解していただければ、将来的に保育については持続できるように、それはやっぱり市としても責任あるし、審議会としてもそういうことを提言というか、いただければ、今だけではなく、将来を考えるという視点は必要なかなと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

【委員】 そういう意味で将来世代と言ったのですね。

【会長】 今の問題にも対応していかないといけないが、そのままちゃんと保育をして。

【委員】 ちゃんと続けられるような保育サービス。わかりました。

【会長】 いいですか。では、そのようにさせていただきます。

ほかにパブリックコメント等についてご意見はありますか。

【事務局】 さっきの話と重複するのですが、パブコメをいただいて、5件でしょうかね、ご意見をいただきました。結局、この中にはある程度、今の議論にかかわるものが当然ございます。それは修正されたこと、あと素案から変わっていますので、それに対してはある程度の説明がつくものもございます。ただ、それ以上に市に対するスケジュールだとか、今回の進め方がいろいろと疑問があるよという話もいただいていますので、それは先ほど説明したとおり、市としては、それに対して、これからも対応していきたいと思っております。含めて、これについては、パブリックコメントについてご回答、基本的に回答できるものはしますので、その中にご理解いただければと思いますので、今この時点では、ある程度反映されている。この議論とは齟齬がないようにやっておりますので、その辺ご理解いただければと思っております。

【会長】 はい。わかりました。では、また回答は事務局でなさるということですので、ほかに何かご意見ございますか。

それでは、いただいたさまざまな修正については、一任させていただければと思います。

「おわりに」は。

【副会長】 すみません、「おわりに」を書く役になりまして、副会長ですが、今出てきて、ぎりぎりで「おわりに」なのですけれども、すみません、傍聴の方になくて申し訳ありません。

おわりに。公立保育園の民営化についての基本的な考え方を審議する過程は、民営化についての議論にとどまらず、国立市が行政として保育にどのようにかかわっていくべきかを考える機会でもありました。

行政としてのかかわりは、公立保育園を直営することにとどまりません。例えば、市内の私立保育

園及び公立保育園の連携や幼稚園・保育園・小学校などの子どもにかかわる機関や団体間の連携を進めていくことも行政として重要な任務でしょう。また、行政だからこそできる市全体の取り組みとして、今後も国立市が積極的にイニシアチブをとっていくべき子どもに関する施策はたくさんあります。しかしながら、厳しい財政事情のもとでは実行できる施策は限られてしまうため、公立保育園を民営化することによって得られる財政的効果を活かすべきだという現状認識もあります。

そこでは、保育園に通う子どもたちの環境を財政的な視点で語らざるを得ないときもあり、そのような議論を進めることには心理的葛藤もありました。特に、子どもたちは声を上げることができないため、子どもの最善の利益を常に念頭に置きながら、委員一人一人が慎重な議論を重ねました。

当事者である今の子どもたちも近いうちに大人になります。もし大人になった彼ら彼女らがこの答申を読んだとしたら、果たして何と言うのでしょうか。そのときにもこの答申の内容に納得してもらえることを願いつつ、この答申をまとめました。

子どもたちに明るい未来を用意したいというのが審議会委員一同の変わらぬ気持ちです。と作文しまして、最後の部分、この委員一同の変わらぬ気持ちで、すみません。ということで、大体この感じでいいですか。

【会長】 よろしいでしょうか。では、「おわりに」はこういった形でまとめさせていただきます。

では、最後にその他になりますけれども、今後のスケジュールについて説明をお願いいたします。

【事務局】 第8回資料から資料ナンバー5をお手元にご用意いただけますでしょうか。今後のスケジュールにつきましては、審議会の流れとその他ということで分けさせていただきます。本日、答申案をこれでまとめさせていただきます。あとは事務局に今後修正等の一任をいただきまして、5月12日、今週の木曜日10時に市役所2階の市長室で答申書の提出をしていただきます。当日、会長、副会長、お見えいただけますが、ほかの審議委員の方でもお時間、ご都合つく方についてはご同席いただければ、市長とも意見交換の機会があるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今後ですが、こちらの不手際で、委員の方々からも市民説明会をやるという中で、日程の連絡がなかったということでご指摘いただきまして、大変申しわけございませんでした。14日と17日に市民説明会を開催する予定でございます。14日が10時から南区公会堂、同じく14時から市役所3階の第1・2会議室。17日が6時半から北福祉館の2階ということで予定しております。今回、また期間が短い中で告知を市報等に掲載させていただいておりますが、公立保育園、私立保育園にもご協力いただきまして、今回は保護者説明会の開催の通知というのを、各園を通しまして、全保護者の方にご案内を出させていただいております。なるべく多くの方に、当事者の方に、公立・私立問わず、保育の当事者の方、また市民の方にご意見をお聞かせいただければということでご案内を出させていただいております。

今後の予定でございますが、またそれとは別に、公立保育園の保護者の会を開催して、答申の説明会というのをまた別途設けたいと考えてございます。

それと、6月の平成28年第2回定例会の福祉保険委員会におきまして、答申のご報告を出させていただく予定で準備を今後進めていくところでございます。

それとガイドライン、次の諮問の公立保育園のガイドラインについてですが、7月から11月までの中で4回の予定をさせていただきます。ただ、今後、ガイドラインを進めるに当たっては、審議会の中で、期間が短いという意見ですとか、まだまだ意見交換すべきだったということをご意見でいただい

ておりますので、今回、学習会ということを考えてございます。これは6月の定例会で報告をした後に、事前に幾つかのガイドライン、他市の自治体のガイドライン等を委員の方々に先にお配りをして、こちらで課題とガイドラインに載せていくべき課題というのを事前に抽出をしてご提案させていただく中で、場合によっては、任意になりますが、お集まりいただく等も含めた中で、第9回の審議会のときにある程度、またさらに委員の方々からのご意見が出るというような流れを進めるために、今回は1カ月程度の中で学習会というのを、準備を進めていきたいと思っております。

どうしても第9回のガイドラインの審議会を2時間の会議の中でやりますと、ガイドライン各市の状況の資料を事前に渡したとしても、1週間前に提示したとしても、それをもとに議論というのがなかなかできないですし、これは審議会のこちらの反省点も含めてですので、今後は、その部分を十分に学習会という準備期間を設けた中で、ガイドラインの審議を進めていきたいと考えております。

第9回、第10回のガイドラインの審議会が終わった段階で、骨子案というような形になるかと思いますが、またそれを保護者説明会ですとか、意見交換会というのを、ガイドラインの中間状況の報告会というのをしっかり開いた中で、またご意見をいただいたものを次の審議会に反映していきたいというふうに考えています。その市民・保護者意見交換会を実施した後に、また学習会を開催しまして、これがまた第11回の審議会の中で、いただいた意見を出すと、その中での審議というのができないかというふうに考えておりますので、事前に学習会を開く中で、回数ですとか、方法というのは、今後また打ち合わせをさせていただければと思いますが、それを踏まえた上で、第11回の審議会。ここで意見を踏まえたもので答申案の検討というふうにさせていただきたいと思っております。これと並行して、答申案が出た段階で、また同じく市民意見交換会、保護者説明会等を開催し、パブリックコメントというのも早目に準備を進めていければというふうに考えてございます。

最終的には、第12回の保育審議会で答申案というのを検討すると。12月の議会の中で、第4回定例会で報告ができればというふうに考えてございます。この点は、公立保育園の保護者説明会ですとか、パブリックコメントをいただいた中で、こちらは今後、趣旨を受けとめて丁寧に進めていくということを十分に考えていければというふうに思っている中での進行というふうに考えてございますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。スケジュールについて説明がございましたけれども、皆様から何かございますでしょうか。

【委員】 すみません、いいですか。

【会長】 はい。

【委員】 例えば、前回の保護者説明会は、私は両方出席したので保護者の方の意見を伺うことができたのですが、特にまとめたいなものが委員に配られるようなことはなくて、別に全部速記した議事録などでなくてもいいのですが、皆様がどんなことに疑問を持っているかとかいうのがすぐ伝わってくる会だったので、できるだけそういった説明会は出席したいとは思っているのですが、皆さんもなかなか都合つかない方もいらっしゃると思うので、質問のポイントだけでいいので、例えば質の担保とはどういう意味なのかとか、そんなのでいいので、質問と事務局の回答を1行、一問一答みたいな感じでもいいのでまとめていただけると、次からの審議に生かしていけるのではないかと思いますので、もし可能であればお願いしたいなと思っております。

【会長】 今週、来週もありますので、可能でしょうか、事務局のほうで。

【事務局】 はい。説明会の中でも、当然土日の急の中で、土曜日しかできない中で、参加できな

い方というご意見もいただいていますので、その他の方に、公立の保護者の方、その他の方にご理解いただくためにも、委員の方にもお渡ししますが、それはホームページの中でも議事録というような形で、内容についてはこちらで検討させていただきますが、アップするという必要かなと考えてございます。

【会長】 これまで2回あった説明会も含めて、今後の説明会については、何らかの形で公表していく。ポイントを公表するということで。

【事務局】 もちろん、そこはしていくつもりでございます。

【会長】 委員、よろしいでしょうか。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 ほかに何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

特にないようであれば、少し早目に終わりますが、議事は全て終わりましたので、これで第8回の審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

— 了 —